

## ～平成30年度税制改正④～

平成30年税制改正内容についての事業法人に係る項目の概要説明を行う。今回は情報連携投資等促進税制の創設と研究開発税制その他の税額控除の適用制限である。

(ポイント)

○情報連携投資等促進税制:情報連携投資等の取得価額の30%特別償却と5%税額控除等

○研究開発税制その他の税額控除の適用制限:大企業で一定要件満たさない法人は研究開発税制その他の税額控除適用対象外

### 1.情報連携投資等促進税制の創設

一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用による生産性を向上させる取組に関する事業計画を作成し、主務大臣が認定後、認定計画に含まれる情報設備投資を行った場合、その設備等の取得価額の30%特別償却又は5%税額控除を選択できる措置が講じられる。なお、適用時期は、措置法施行日から平成33年3月31日までの間に取得、事業の用に供したものになる。

#### 【計画認定の要件】

##### 1. データ連携・利活用の内容

- ・社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
- ・企業の競争力における重要データをグループ企業間や事業所間で連携

##### 2. セキュリティ面

- ・必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家が担保

##### 3. 生産性向上目標

- ・投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること

(1)労働生産性:年平均伸率2%以上

(2)投資利益率:年平均15%以上



#### 【課税の特例の内容】

認定された事業計画に基づいておこなう設備投資について以下の措置が講じられる

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア 器具備品 機械装置※1	取得価額 × 30%	取得価額 × 3% (法人税額 × 15%が限度)
		取得価額 × 5% ※2(法人税額 × 20%が限度)

#### 【対象設備の要件】

※1 開発研究用資産は除かれます。機械装置は一定の条件を満たすものに限られる。また、取得価額の合計額が5,000万円以上の場合に限られる

※2

平均給与等支給額 - 比較平均給与等支給額

≥3%の場合

比較平均給与等支給額

#### 【対象設備の例】

データ収集機器(センサー等)、データ分析により自動化するロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム(サーバー、AI、ソフトウェア等)、サイバーセキュリティ対策製品 等

(裏面に続く)

# ～平成30年度税制改正④～

## 2.研究開発税制その他の税額控除の適用制限

一定の要件を満たさない大企業については、研究開発税制その他の税額控除が適用対象外となる。なお、当該適用は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度となっている。

次の要件のいずれにも該当しない大企業(※1)については、一定の税額控除(※2)が適用できることとなる。

要件	内容
1. 所得金額要件	所得金額が前事業年度の所得金額以下である一定の事業年度(※3)
2. 平均給与要件	平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超える(※4)
3. 設備投資要件	国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超える

※1 大企業とは、中小企業者(平成31年4月1日以後開始事業年度については前3事業年度の平均所得金額が年15億円を超える法人を除く)又は農業協同組合等以外の法人

※2 一定の税額控除とは、次のもの

- (1)試験研究を行った場合の税額控除(研究開発税制)
- (2)地域経済牽引事業の促進地域内において特定事業用機械等を取得した場合の税額控除(地域未来投資促進税制)
- (3)情報連携投資等の促進に係る税制

※3 所得の金額は、欠損金の繰越控除前の金額とする等、一定の調整を行う

また、一定の事業年度からは、設立事業年度又は合併等を含む事業年度は除かれる

※4 平均給与等の計算の基礎となる継続雇用者がいない場合には、上記2. の要件は満たすものとされる

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

## コラム:実務家のひとこと

### (所得拡大税制の変更)

平成30年度税制改正により所得拡大促進税制改組される。新所得拡大促進税制は旧所得拡大促進税制における雇用者の給与等の支給額を前期よりの増加要件は引継がれている。この賃上率要件は、旧税制で平均給与等支給額>比較平均給与等支給額(中小企業者等の場合)と規定されていた。平均給与等支給額は継続雇用者に対して支給した給与等の額を適用年度における給与等月別支給対象者数の合計で除した額である。他方、新税制の賃上率要件は継続雇用者給与等支給額>比較雇用者給与等支給額とされた。継続雇用者給与等支給額は継続雇用者に対する当該年度の給与等の支給額のこと、継続雇用者の範囲は旧税制より縮小され、前期より引き続き雇用されている国内雇用者から、継続雇用制度対象者だけでなく中途採用者等も除くこととなる。なお、国内雇用者、給与等の定義は旧税制と同様である。国内雇用者は法人の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者、給与等は給与や賞与である。新税制でも旧税制同様、定期昇給やベースアップだけでなく、賞与により雇用者給与等支給額を一定割合増加させれば税額控除が受けられる。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。